

掛川市立すこやかこども園『預かり保育』のご案内

掛川市こども希望課

1 預かり保育とは

1号認定（幼稚園利用）のお子様の教育時間終了後に、希望する園児を対象に行う保育活動で、同じクラスの2号認定（保育園利用）の友達とかかわりながら過ごします。

保護者の就労や家族の看護等で預かりが必要な場合に、有料で利用できます。

※無償化については、下記8を御確認ください。

2 実施期間及び時間

(1) 預かり保育時間

- ・通常預かり保育 教育時間終了後～午後5時
- ・長期休業中 午前8時30分～午後5時

☆お子さんが待っていますので、可能な範囲で早めのお迎えをお願いします。

(2) 預かり保育期間

- ・4月2日から、翌年3月28日までの間実施します。(土・日・祝日・休業日や8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く。また、園行事の前後やこども園の都合により休園する日も除く。)
- ・こども園へ新規で入園する方は、5月連休明けから利用できます。ただし、こども園へ入園以前に保育園や認可外保育園など集団生活を体験している園児は入園式翌日から利用できます。

3 利用形態

【年間利用】 就労や家族の看護・介護等により、1か月以上継続して利用したい場合

【一時利用】 参観会への参加、家族の通院等の理由により、一時的に利用したい場合

4 預かり保育料

【年間利用】

日額 450円 ※利用月の翌月末（3月利用分においては3月末）に口座振替

【一時利用】 日額 450円 ※利用翌月初めに現金徴収もしくは電子決済

5 おやつ代

預かり保育中のおやつ代は実費（55円/食）で徴収します。

年間利用（8月含む）・・・利用月の次月の月末に実食数により口座振替

一時利用・・・現金による徴収

6 給食費

預かり保育中の給食費は実費（255円/食）で徴収します。

年間利用（8月含む）・・・利用月の次月の月末に実食数により口座振替

一時利用・・・現金による徴収

※次ページに続く

7 預かり保育申込みから利用までの流れ

—— 【年間利用】の申し込み方法 ——

「預かり保育年間利用（長期休業日利用）申請書」の提出が必要となります。

- ・就労が理由の場合は、「就労証明書」または、「自営業（農業）従事申告書」の提出が必要となります。申請書と併せて園へ提出してください。（父母とも必要です）
- ・いずれの用紙も園にありますので、必要な方は申し出てください。

◎提出期限：利用する月の前月 15 日まで

- ・「就労証明」が間に合わない場合は、その旨お伝えください。
- ・病気、介護等が理由の場合は、園で状況を伺い適切であるかを判断します。
- ・出産、育児等が理由の場合は、申請理由のその他の欄に出産日（予定）を記入し、母子手帳の写しを併せて提出してください。
- ・利用決定者には、後日「預かり保育年間利用（長期休業日利用）決定通知書」をお渡しします。

～年間利用児の預かり保育料の納入方法について～

預かり保育料とあわせて見直し中です。決まり次第みなさまへお伝えします。

【年間利用】を途中で中止する場合

「預かり保育年間利用（長期休業日利用）中止届」を提出してください。用紙は園にありますので、必要な方は申し出てください。

※中止届が未提出の場合、利用がなくても預かり保育料が引き落とされてしまうためご注意ください。また、利用がなく保育料が引き落とされた場合、無償化の対象外になりますのでご了承ください。

◎提出期限：中止する月の15日まで

—— 【長期休業中】の預かり保育 ——

◎対象園児・・・【年間利用】の方のみの利用となります。

（就労や家族の看護・介護などの理由により預かり保育が必要な園児のみ）

◎実施時間・・・午前8時30分から午後5時まで

- ・長期休業中の預かり保育については、長期休業前に利用日の確認をします。
- ・詳しい取り組みや持ち物については、実施前にお知らせします。
- ・父・母・祖父母がご家庭で対応できる場合は、預かり保育の利用はご遠慮ください。

※次ページに続く

8 預かり保育料の無償化について

預かり保育料の無償化の対象は、「保育の必要性」（下部参照）の認定を受けた世帯に限られております。無償化の対象となるためには預かり保育の申請のほかに「施設等利用給付認定申請書」や「就労証明書」等を提出していただく必要があるため、通園していることも園にお問い合わせください。（既に「施設等利用給付認定」を受けている方は再度申請を提出する必要はありません。）

また、預かり保育料の無償化は以下の事業により実施しております。

○施設等利用給付制度

実際に施設へ支払った保育料と利用日数×450円を比較してどちらか低い方が、対象額となります。

なお、幼稚園等の預かり保育料は、月額上限最大11,300円までが無償化の対象となり、利用実績に応じ、対象額が決定するため、一度保育料を負担いただき、利用実績に応じて対象額を払い戻す「償還払い」により無償化を実施します。

無償化についてご不明な点がございましたらこども希望課（Tel0537-21-1205）までご連絡をお願いします。

※園の受け入れ状況により利用をお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

保育の必要性の要件	保護者の状況
就労	勤務形態を問わず就労している場合。 ※労働の常態については、原則として <u>月64時間以上の就労</u> が条件です
妊娠・出産	出産前後の場合（出産前3ヶ月間、出産後3ヶ月、最近6ヶ月間のみ）
疾病・障がい	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいのある場合
介護・看護	親族を介護・看護する場合
災害復旧	震災・火災・風水害など災害の復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合
就学等	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合